令和五年十月二十五日（号外第二百二十五号）

公布文部科学省令第三十三号（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

| 正 | 誤 | ページ | 段 | 行 |
|---|---|---|---|---|
| 六 | 六 | | | |
| 「特定放射光施設」を「特定先端大型研究施設」 | 「特定放射光施設」を「特定先端大型研究施設」 | | | 一六（終りから） |

本紙：令和5年12月5日より引用しております。